



ご希望のかたに条例を解説したパンフレットをさしあげています。お問い合わせは生活課☎(66)2074



秋田市消費者モニターの佐藤育子さん(桜ガ丘三丁目)

条例は心強い味方です

私たちにとって一番身近な秋田市に消費生活条例ができて、たいへん心強く感じています。条例では、消費者は自己責任を伴う権利主体として位置づけられています。ただ単に守られるだけではなく、自ら進んで勉強し、賢い消費者になる必要があると思いました。一人でも多くの市民に知ってもらえるようにパンフレットを各家庭に配ったらいいと思います。



小玉真知子さん(新屋勝平台)

見る目を養っていききたい

条例があるから安心して相談できそうです。これからの消費者は、権利ばかり主張しないで、主張に基づいた責任を果たしていくべきですね。私自身トレーの回収に協力したりしていますが、消費生活への関心はまだまだ低いと思います。悪質な事業者に対しても「必要ありません!」とはっきり言えるよう、モノを見る目を養っていききたいです。



秋田市民生協常務の佐々木正昭さん

関心だけでなく行動に移して

「安全で快適な生活をおくりたい」という生協の目的と消費生活条例は共通する部分が多いですね。こうした市民の生活をサポートする条例の制定は喜ばしいことです。私たちは、以前から環境問題に関心を持ち、リサイクル活動を進めてきました。省資源化や消費生活に深い関係があると考えられるからです。買い物袋持参運動や牛乳パックのリサイクル、食品のトレー回収を行い、再利用をはかっています。環境問題に限らず、行政・事業者・消費者それぞれが気をつけて、実際の行動をおこしていきたいですね。

条例のあらまし

目的は安全で快適な消費生活の実現です

消費者は、商品について必要な情報を得たり、適正な表示によって自由に選択できる権利を持っています。

安全で快適な消費生活を実現するため市・事業者・消費者それぞれに責務があります。

市は、経済社会の発展に即応した施策を講じます

事業者は、消費者の権利を尊重し、危害の防止や適正な表示に努めます

消費者は、進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的で合理的な行動に努めます

環境に配慮します

健康で文化的な生活に良好な環境は不可欠です。消費生活が環境に配慮して営まれる



秋田市民生協では、牛乳パックや食品のトレーを回収してリサイクルをすすめています

よう、それぞれの役割を定めています。

悪質商法を許しません

市は、事業者が販売の意図を隠したり、誤解を招くような情報を提供したりして商品販売することを不適正な取引行為として指定します。また、事業者はこれらの取引行為をしてはいけません。

商品の安全を確保します

事業者は、消費者に危害を及ぼすような商品を供給してはいけません。

表示の適正化をはかります

事業者は、商品の品質や価格などを適正に表示したり、消費者を誤認させる包装をしてはいけません。

調査・勧告・公表を行います

市は、事業者に対して立入調査ができるほか、指導・勧告、公表を行うことができます。

相談や苦情に対応、訴訟援助も行います

市は、消費者などからの相談や苦情に、適切かつ迅速に対応し、解決に必要なあっせんや調停も行います。その他、消費者に対して訴訟費用を貸し付けたり、訴訟に必要な資料を提供したりする訴訟援助も行います。

消費生活相談は
市役所生活課内

秋田市消費者センター

☎(66)2016

相談受付 月～金(年末年始・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

悪質商法によるトラブルや消費生活についての相談・苦情をお聞きして、解決のためのお手伝いをします。困ったときは、お気軽にご相談を!

知っていますか?

クーリング・オフ制度

訪問販売で商品を買って、「しまった!」と思っても、あきらめてはいけません。そんな時は、クーリング・オフ制度があります。

「クーリング・オフ制度」とは、一定の期間内(訪問販売や電話勧誘では八日間)であれば、消費者が事業者との間で結んだ契約を無条件に解除できる制度のことです。

契約解除の通知は、書面で行います。内容証明郵便が最も確実ですが、簡易書留のはがき(両面をコピーしてとっておく)を出す方法もあります。クーリング・オフをすると、すでに支払ったお金も全額返還されます。損害賠償や違約金もありません。ただし、対象とならない商品やサービスもあるので注意が必要です。

通知書
契約日(申込日) 年 月 日
商品名
右記日付の契約(申込み)を解除します。
なお、支払済みの 円を返金し、商品を引き取ってください。
年 月 日
(差出人)住所
契約者氏名

はがき(簡易書留)でクーリング・オフする場合の記載例